

資料

富士市交通安全対策会議条例

○富士市交通安全対策会議条例（昭和 46 年 6 月 25 日条例第 22 号）

〔注〕平成 8 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 49 年 6 月 22 日条例第 26 号

昭和 59 年 3 月 29 日条例第 3 号

昭和 62 年 3 月 26 日条例第 1 号

昭和 63 年 6 月 29 日条例第 12 号

平成 4 年 3 月 24 日条例第 3 号

平成 8 年 3 月 25 日条例第 2 号

平成 12 年 3 月 24 日条例第 3 号

平成 16 年 3 月 23 日条例第 3 号

平成 18 年 3 月 3 日条例第 1 号

平成 19 年 9 月 28 日条例第 26 号

富士市交通安全対策会議条例

（設置）

第 1 条 「交通安全対策基本法」（昭和 45 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、富士市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 対策会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（1）法第 26 条第 1 項の規定により富士市交通安全計画を作成し、その実施を推進すること。

（2）本市の総合的な交通安全施策の実施に関し、関係機関等との連絡調整をはかること。

（3）その他市の交通安全対策の基本的な事項に関すること。

（会長及び委員）

第 3 条 対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

（1）国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（2）静岡県職員のうちから市長が委嘱する者

（3）静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

（4）市の職員のうち市長が定める職にある者

（定数及び任期）

第 4 条 委員の定数は、15 人以内とし、任期は、前条第 3 項各号の職にある期間とす

る。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第6条 対策会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他陸上交通に関する事業を営む機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは解嘱されるものとする。

一部改正〔平成18年条例1号〕

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、市民部市民安全課で処理する。

一部改正〔平成8年条例2号・12年3号・16年3号・19年26号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年6月22日条例第26号)

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月29日条例第3号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月26日条例第1号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年6月29日条例第12号)

この条例は、昭和63年8月8日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日条例第3号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日条例第26号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。